

平成21年度 第2回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成22年2月24日（水） 午後2時00分～ 分館会議室
出席委員の氏名及び職業	山下 勇一氏 埼玉大学 経済学部教授 尾崎 晴男氏 東洋大学 総合情報学部教授 平岡 直也氏 あおい総合法律事務所 弁護士
会議次第	1 開会（管財課長） 2 委員長あいさつ（山下委員長） 3 議事（進行＝山下委員長） (1) 報告事項 ① 富士見市入札監視委員会設置要綱について ② 建設工事等に関する入札及び契約状況について ③ 指名停止情報について (2) 審議案件 ① 建設工事案件に係る審議（一般競争入札）4件 ② 建設工事案件に係る審議（指名競争入札）1件 ③ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）4件 ④ 建設関連業務案件に係る審議（随意契約）1件 (3) その他 4 閉会（管財課長）

議事の経過

主な意見・質問等	決定事項・回答等
(1) 報告事項（管財課事務局から説明） ① 富士見市入札監視委員会設置要綱について [委員各位]：異議・質問なし	→ [事務局]：前回の委員会の検討結果等を受けて、 ・ 会議の成立要件 ・ 議事の可決要件 ・ 委員会を非公開とすること 以上について改正するもの。
② 建設工事等に関する入札及び契約状況について [委員各位]：異議・質問なし	→ [事務局]：資料に基づき内容を説明。
③ 指名停止情報について [委員]：指名停止に関する情報は、どのように入手しているのか？ [委員]：ネットワークは全国版なのか？	→ [事務局]：資料のとおり。 → [事務局]：「さいたま入札参加停止情報ネットワーク」からメールで情報が送付されてくる。 → [事務局]：はい。

(2) 審議案件 (各担当課・管財課から説明)

①-1 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)
《幹線道路整備工事》

委員：全体のうち一部の整備なのはなぜか？

委員：拡幅をした理由は？

委員：未整備の部分については、今後セットバックするの？

委員：入札告示日に各社に説明をしたの？

委員：土木工事と舗装工事の設定区分の違いは？

委員：設計金額はどのように算出するのか？

委員：予定価格はどのように算出するのか？

委員：予定価格は、設計金額の●%といったような定めはないの？

委員：設計金額と予定価格の関係はどうなっているの？予定価格には根拠があるの？

→**案件抽出委員**：68案件のうち、契約金額が高く規模の大きいものを中心に、工事の内容や担当課を幅広く取り上げる観点から抽出した。

→**事務局**：「制限付き一般競争入札における地域条件等の原則的な設定区分」に基づき入札参加資格を設定。

→**担当課**：資料のとおり。担当＝道路交通課。ふじみ野市へ接続する交通量の多い幹線道路。193.5mのうち173.5m。拡幅し2.5mの歩道、区画線の設置など。

→**担当課**：残りの部分は用地取得も済んでいないため未整備。用地取得済みの部分のみを工事した。

→**担当課**：中心市街地からふじみ野市に通じる幹線道路で、車両通行量が多い。幅員が狭いために、車道を車・バイク・自転車・歩行者が輻輳している現状。歩道と車道を分離することで、安全を図ってほしいという住民からの要望もあった。

→**担当課**：道路法に基づいて順次、道路用地を買い上げていく。

→**事務局**：電子入札なので、説明会などは行わず、仕様書を電子入札システム上にアップしている。

→**担当課**：土木工事は建設工事付帯構造物、舗装工事は路盤工やアスファルトにかかる工事。工事の内容で、金額が占める割合により決定する。

→**担当課**：県が示した基準と積算方法により、人工や、部材の単価表を組み合わせて、市の職員が決めている。当該工事に関しては、数量等の拾い出しはコンサルに依頼して行った。

→**総合政策部長**：「市契約規則」に基づき市長が予定価格を決定することになっているが、「市事務決裁規程」により金額2,000万円以上は市長が、2,000万円未満は副市長が決定している。

→**総合政策部長**：法に定めがない。「市契約規則」や、実勢価格、履行の難易・規模・期間を基に適正に定めているが、基準はない。

→**総合政策部長**：予定価格のあり方に、正確な答えや“こうでなければいけない”という決まりはない。当市では「市契約規則」、「市事務決裁規程」に基づき、過去の設計価格・予定価格・落札価格を参考に

<p>委員：設計価格や予定価格は事前公表しているか？</p> <p>委員：制限付の一般競争入札が多いが、適正推進委員会で決めているのか？決まりはないのか？</p> <p>委員：入札参加資格の中で表記されている点数は何を示すものか？</p>	<p>→事務局：設計価格は事前公表しており、予定価格は事後公表。</p> <p>→事務局：「制限付き一般競争入札における地域条件等の原則的な設定区分」でランク付けしているが、案件毎に30社くらいは入れる工夫をしている。</p> <p>→事務局：建設工事を請け負うには、建設業の許可を受けていることと、経営状況審査を受けていることが条件となる。その審査の結果が「経営規模等評価結果通知書」であり、企業の規模・能力等が客観的に評価され点数化されている。</p>
<p>①-2 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) ≪配水管布設替(R53他5)工事≫</p> <p>委員：どの程度のスパンで取り替えるのか？</p> <p>委員：取り替えの対象地域は当該地域のみか？</p> <p>委員：年数で区切るのではなく、地域で区切った方が安価で効率的ではないか？</p>	<p>→担当課：資料のとおり。担当＝水道課。耐用年数が40年程度と言われている管路で、昭和45年頃に布設されたものを、計画的に取り替える。</p> <p>→担当課：平成20年の計画で、10年かけて耐震管に替えていくことになっている。昭和46～55年布設のものを対象としている。</p> <p>→担当課：市内全域を対象としている。</p> <p>→担当課：計画上、配水場ごとに区切って行うことになっている。</p>
<p>①-3 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) ≪勝瀬小学校屋内運動場耐震補強工事≫</p> <p>委員：残りの件数はどれくらいか？</p>	<p>→担当課：資料のとおり。担当＝管財課。「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、順次行っているもの。</p> <p>→事務局：耐震補強という特殊性や、品質確保を考慮して入札参加条件を設定した。過去の実績は5年では業者が限定されるため、10年とした。</p> <p>→担当課：今年度4校の体育館を実施し、残り4校。これは他市と比較すると進んでいる方。</p>
<p>①-4 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) ≪総合配水管理センター監視システム更新工事≫</p>	<p>→担当課：資料のとおり。担当＝水道課。水運用の中核、維持管理の拠点。耐用年数は9年だが、平成4年建設で17年経過し老朽化、修繕の部品取り寄せが困難。2か年で実施の1年目。処理能力の向上、バックアップ、テレメータの更新が目的。</p>

委員：バックアップとは、何のバックアップか？

委員：2年連続して、同じ業者と契約するのか？単年度契約とした場合には、データベースコントロールに影響はないのか？

以上、審議案件①の4件について

委員各位：異議なし ⇒ 承認

②建設工事案件に係る審議(指名競争入札)

《流域貯留浸透施設維持管理業務委託》

委員：指名競争入札とした根拠は？

委員：金額的には大きくないが、維持管理費がかかるのでは？年に何度も行うのか？

委員：都市型水害を防ぐのに、他に方法は無かったのか？

委員：地盤が弱くなるのでは？

以上、審議案件②の1件について

委員各位：異議なし ⇒ 承認

③-1 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)

《鶴瀬西配水場耐震補強実施設計業務委託》

→事務局：ライフラインに関わることで、工事完成後の保守も考慮。

→担当課：LCD(液晶ディスプレイ)遠隔監視装置。

→担当課：単年度の工事だが、来年度はどこの業者でもいいというわけではないので、制限付き一般競争入札ということになる予定。

→担当課：資料のとおり。担当＝道路交通課。貯留施設＝U字溝を活用し小学校グラウンド等に溜め込む。浸透施設＝井戸に水を入れることにより雨水を還元する。目詰まり、土砂堆積の抜き取りなので、井戸の掘削工事に該当する。

→事務局：「維持管理」は指名競争入札とすることとなっているため。

→担当課：4校に施設がある。予算的にすべてを毎年きれいにはできず、隔年で実施している。U字溝の土砂撤去についてはノウハウがなくてもできるので、市の直営で現業職員が行っている。

→担当課：県の指導のもと、新河岸川に流す総量を減らすという観点から行っているもの。一度に大量の降雨があると、マンホールが逆流する現状。下流域に雨水を流さないためにも実施した。

→担当課：液状化現象が起こるような所ではできないので、高台に布設している。それ以外の場所では、地下に溜め込む施設を考えているが、国レベルで模索しながら施策を進めている。

→担当課：資料のとおり。担当＝管財課。平成18年実施の耐震診断により、耐震補強が必要だとされた。18年経過しているので保全も考え、貯水槽の梁などの耐震の他、塗装工事も行っている。

<p>③-2 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札) ≪(仮称)つるせ台公園実施設計業務委託≫</p> <p>③-3 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札) ≪住宅地区改良事業等計画基礎調査業務委託≫</p> <p>委員：交付金を受ける際、ネットで公開することが条件になっているのか？</p> <p>③-4 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札) ≪公共下水道用ポンプ場設備維持管理業務委託≫</p> <p>委員：業務委託ではどのように設計金額を設定しているのか？</p> <p>委員：建設関連業務が、指名競争入札なのはなぜか？</p> <p>委員：設計、工事、維持管理を、一括して発注した方が安いのでは？一括にしない理由はあるのか？</p> <p>以上、審議案件③の4件について</p> <p>委員各位：異議なし ⇒ 承認</p>	<p>→担当課：資料のとおり。担当＝まちづくり推進課。22年度に街区公園として位置づけされている。</p> <p>→担当課：資料のとおり。担当＝建築指導課。道路台帳の整備。指定道路図、道路調書の作成（電子化しネットで公開する）、住環境プログラムの作成。</p> <p>→事務局：個人情報（税情報）を扱うため、プライバシーマークを取得している8社を設定した。</p> <p>→担当課：交付金を受ける受けないにかかわらず、市のホームページ上で公開するように、国が推進している。</p> <p>→担当課：資料のとおり。担当＝下水道課。幹線（流域下水道（荒川右岸））の水位が上がった時に、逆流することを防止するポンプなど。</p> <p>→事務局：県が示している基準・積算方法をもとに、実施カ所数や内容に応じて算出している。</p> <p>→事務局：業者の実績、信頼性、特化した知識が必要のため。一般競争入札ではいろいろな業者が参入してしまうため。</p> <p>→事務局：対象業務が異なるため。</p> <p>→総合政策部長：つるせ台小学校は、実施設計・工事・運営管理維持管理をPFIで行った。大きな事業であればよいが、一般的な工事では難しい。</p>
<p>④建設関連業務案件に係る審議(随意契約) ≪老人福祉センター耐震診断調査業務委託≫</p> <p>委員：契約金額はどのように決定したのか？市側から業者に随意契約を申し入れたのか？市から金額提示したのか？</p>	<p>→担当課：資料のとおり。担当＝管財課。弱者利用施設についても耐震診断を行っている。</p> <p>→管財課：指名競争入札を行ったが不調だった。再度行っても不調になる可能性が高く、時間もかかるため、「地方自治法施行例」第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とした。</p> <p>→管財課：予定価格自体を変更することはできないので、見積書を提出してもらった。</p>

<p>委員：1度目の入札で、どの業者もまったく同じ金額というのは不思議だが？</p> <p>委員：コンクリート自体の調査をしたのですか？</p> <p>委員：随意契約を結ぶ際も、予定価格は公表しないのか？</p> <p>以上、審議案件④の1件について</p> <p>委員各位：異議なし ⇒ 承認</p> <p>(3) その他 (管財課事務局から説明)</p> <p>■入札監視委員会設置要綱(第6条第3項)について</p> <p>事務局：通常、議長は審議に加わらないため、1人欠席した場合、1人の意見で決定してしまうことになる。議長を含めた3人で審議をするという方向で法規審査を掛けたいがどうか？</p> <p>■議事録について</p> <p>委員：どの段階で議事録を公開するのか、内部で決めておいてほしい。</p> <p>■次回の日程について</p> <p>事務局：対象期間を平成21年10月1日～平成22年3月31日とします。開催日については、平成22年5月か6月を予定しています。抽出については、平岡委員にお願いいたします。</p> <p>■具申について</p> <p>委員：意見具申したい場合、どのようにすればよいか？</p>	<p>→担当課：耐震など設計業務がラッシュで多忙なため、このようにイコールの入札額になったと思われる。</p> <p>→担当課：コアを抜いた。昭和48年築のため、屋上防水、外壁も行った。</p> <p>→事務局：しない。</p> <p>→委員各位：承認</p> <p>→事務局：承知しました。議事録については、要約型で作成します。要約されすぎていたり、真意が伝わっていないものがあつたら、指摘してください。</p> <p>→委員各位：承認</p> <p>→事務局：具申があれば、会議終了前に事務局が退席するなど対処させていただくので、おっしゃってください。</p>
<p style="text-align: center;">委員会意見</p>	